

古河市図書館等資料選定基準

この基準は、「古河市図書館等資料の収集・保存及び除籍に関する方針」に基づき、図書館資料を選定するにあたっての具体的な基準を定めるものとする。

資料の種類・範囲

- ・図書（一般図書・児童図書・ヤングアダルト図書・参考図書・その他）
- ・郷土資料・地方行政資料
- ・逐次刊行物（新聞・雑誌）
- ・視聴覚資料（録音資料、映像資料）
- ・障がい者サービス用資料
- ・電子資料（電子書籍・データベース）

図書

【共通事項】

- ・各分野において古河市に関係する資料は積極的に収集する。
- ・ベストセラー図書や利用者リクエストについては、内容、利用対象者、相互貸借の状況を検討し収集する。

【一般図書】

- ・全分野にわたり基本的・入門的なものを中心に幅広く収集する。
- ・分類は原則、「日本十進分類法」に基づく。
- ・予約数・利用状況に応じた冊数を収集し、複本の上限冊数は全館合計で3冊とする。

0 類 総記（情報学・図書館・百科事典等）

（1）1 から 9 類に分類できない資料、複数分野にわたる資料を幅広い視点で収集する。

（2）新しい情報を含む基本的・実用的な資料を収集する。

1 類 哲学（哲学・心理学・倫理学・宗教）

（1）各分野の資料を体系的に収集し、入門書・概説書、また古典となっている代表

的著作等を収集する。

(2) 特定の思想・学派・宗派に偏らず幅広く収集する。

(3) 一時的な流行や興味本位に書かれた資料、特定の宗教の布教が目的と思われる資料は収集しない。

2類 歴史（歴史・伝記・地理）

(1) 各分野の概説書、研究書のほか、研究・調査に有用な資料を幅広く収集する。

(2) 歴史上の解釈が分かれる問題については、特定の意見に偏らない資料の収集に努める

(3) 伝記は各国・各時代の著名な人物を中心に、信頼性の高い記述の資料を収集する。

(4) 旅行案内や地図等は、市民からの関心が高い資料を収集し、最新の情報を提供できるよう順次資料の更新を行う。

3類 社会科学（政治・法律・経済・社会・教育・風俗習慣等）

(1) 各分野における最新の情報を記載した解説書を収集する。

(2) 多様な観点に立ち、学術的視点以外の資料も幅広く収集する。

(3) 市民生活に関わる資料、生涯学習や地域課題の解決に関わる資料について積極的に収集する。

4類 自然科学（数学・理学・医学）

(1) 最新情報を記載した自然科学各分野の基本的解説書・入門書を収集する。

(2) 多様な観点に立ち、学術的視点以外の資料も幅広く収集する。

(3) 医学・薬学、健康法等に関する資料は客観性・科学性を考慮しつつ、最新の情報を記載した実用的資料を収集する。

5類 技術（工学・工業・家政学）

(1) 最新情報を記載した各分野の資料を体系的に収集する。専門書については、内容、利用対象者を検討し収集を判断する。

(2) 家庭生活の実用書は、最新の動向を把握し、生活に役立つ資料を収集する。

6類 産業（農林水産業、商業、運輸、通信）

(1) 多様な観点に立ち、最新の動向を記載した各分野の資料を収集する。

(2) 園芸等日常生活に役立つ資料は、記述内容が分かりやすい資料を収集する。

7類 芸術（美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽）

- （１）多様な観点に立ち、各分野における鑑賞・評価及び制作・実技に関する資料を収集する。
- （２）定評のある作品、著名な作家・演者等の資料を収集する。
- （３）スポーツはルールの変更に対応した最新の情報による資料を収集し、順次資料の更新を行う。

8類 言語

- （１）各言語に関する基本書・概説書等を幅広く収集する。
- （２）日本語は文字・文法・作文・方言等の基本的解説書を収集する。
- （３）各言語による資料は、内容・利用対象者を検討し収集する。

9類 文学

- （１）各国の文学作品・文学史・作品作家研究書を収集する。
- （２）定評のある作品や著名な作家等に関する資料を収集する。
- （３）日本文学については、古典から現代作品まで幅広く収集する。
- （４）主要な文学賞受賞作品や読み継がれる名著を収集する。

【児童図書】

- ・乳幼児から小学生までを対象とした童話、児童文学、絵本を収集する。
- ・「古河市子ども読書活動推進計画」により、こどもの読書環境の充実につながる資料収集及び学校等との連携につながる資料収集を行う。
- ・多様なこどもたちが、それぞれに読書に親しめるよう幅広く資料を収集する。また、支援が必要なこどものために、LLブック等を収集する。

〔絵本・紙芝居〕

- （１）こどもの感性を磨き、想像力を豊かにする絵本を幅広く収集する。
- （２）多くの人に読み続けられている作品、信頼性のあるブックリストに掲載されている推薦図書を収集する。
- （３）絵と文が一体化しており、対象となる年齢のこどもが理解できる資料を収集する。
- （４）おはなし会を主催する読書団体やブックスタートボランティアの活動において

活用できる資料を収集する。

〔児童文学〕

- (1) 各年齢の発達段階に応じて、想像力や創造性を養い読書の楽しさを伝える資料を、古典から現代の創作作品まで幅広く収集する。
- (2) 定評のある作品や著名な作家等に関する資料を収集する。
- (3) 最新の情報の収集に努め、話題の本、こどもに支持されている資料を、内容を精査し収集する。

〔学習を支援する本〕

- (1) 各分野において、対象年齢に応じて理解できる内容・表現となっている資料を収集する。
- (2) 情報の正確さ・新しさに留意して、科学的なものの見方・考え方を養うことができる資料を収集する。
- (3) 知識を得るための学習漫画は、内容を精査し収集する。

【ヤングアダルト図書】

- ・読書習慣の形成と継続に役立ち、広い視野と豊かな感性を育むよう、全分野にわたり基本的・入門的なものを中心に収集する。
- ・中高生の関心の高い分野の資料は、青少年向けと表記された資料に限らず幅広く収集する。

【参考図書】

- ・市民の調査及び研究の参考となる資料を幅広く収集する。
- (1) 各分野にわたり、辞典・事典・年鑑・白書・地図・統計書・書誌・目録等を基本的な資料を中心に、体系的に収集する。
- (2) 住宅地図については、古河市の最新の地図を収集する。
- (3) 三和図書館を中心に収集する。古河図書館、その他の公民館等図書室は、館の規模や特性に応じて資料を収集する。

【収集しない資料】

- (1) 各種学校入学及び資格取得のための受験用問題集・参考書については、ごく限られた利用者・期間しか活用できない資料の場合、原則収集対象としない。
- (2) 書き込み式資料は、収集対象としない。
- (3) ゲーム攻略本は、収集対象としない。
- (4) 極めて複雑な形態をした資料など、取扱いに困難を要する資料については、原則として収集しない。

郷土資料・地方行政資料

- ・古河市に関連する資料を、三和図書館を中心に古河市立博物館と連携し収集する。
- ・市民の様々な調査・研究・生活情報等に資するため、網羅的に資料を収集する。

〔郷土資料〕

- (1) 古河市在住・在勤・在学者及び出身者が作成した資料を収集する。
- (2) 古河市在住・在勤・在学者及び出身者について記述のある資料を収集する。
- (3) 古河市について記述のある研究・記録・説話・小説、その他資料を収集する。
- (4) 古河市に関連する、または影響のある資料を幅広く収集する。

〔行政資料〕

- (1) 古河市が作成した計画書・報告書・その他刊行物及び文書等の資料を網羅的に収集する。
- (2) 古河市における市民活動や学校教育活動などで作成された資料を収集する。
- (3) 古河市総合計画・基本計画に基づく重点的な施策や、古河市が取り組んでいる施策について、市民が学び考えることができる資料を収集する。
- (4) 市政の比較や、先進的な施策の参考のために周辺区市町村の広報等刊行物を収集する。
- (5) 姉妹都市のほか、交流のある都市に関する資料を収集する。

逐次刊行物

- ・様々な分野における定期刊行誌のうち基本的な資料及び新聞について収集する。

〔新聞〕

- (1) 主要な全国紙、県内地方紙、こども向け新聞等を各館・各室の規模や特性に応

じて収集する。

(2) 新聞縮刷版は、主要全国紙を中心に、選択して収集する。

〔雑誌〕

(1) 多様な要望に応えるため、幅広いジャンルの一般的な雑誌を利用状況や所蔵状況を考慮して収集する。

(2) 児童や青少年など各年代の要望にも応えられるよう収集する。

(3) 漫画雑誌については収集しない。

視聴覚資料

- ・市民の趣味・教養・文化活動・地域活動に利用できる資料を収集する。
- ・既存資料を除き、収集する媒体は、録音資料はCD、映像資料はDVDとする。
- ・各分野において定評のある作品、国内外の各種受賞作品、社会的に価値のある記録等を収集する。

〔録音資料〕

(1) 音楽・芸能・朗読などの各分野の資料を、内容・利用対象者等を検討し収集する。

(2) 新譜・新作等については、批評及び話題性等を参考に、資料的価値を吟味して収集する。

〔映像資料〕

(1) 映画、舞台、ドキュメンタリー、TV番組など、幅広い分野の映像資料を内容・利用対象者等を検討し収集する。

(2) 著作権に関する確認、検討を行い収集する。

障がい者サービス資料

- ・一般の資料を利用することが困難な利用者に対して、様々な形態の資料を収集する。
- ・点字図書・録音図書・大活字本・さわる絵本・LLブック等の資料を収集する。

電子資料

- ・電子書籍は、市で開設する電子図書館に供するため、図書資料の選定基準に準じて

収集する。

- ・地域資料等の電磁的記録資料は、必要に応じてCD-ROM・DVD-ROM等の媒体により収集する。
 - ・オンラインデータベース等のネットワーク資料は、利用者の調査・研究に役立つ資料を、市民の需要を検討し、必要に応じ収集する。
- (1) 電子書籍については、電子図書館で利用できるタイトルの利用期間や、貸出可能回数等の諸条件、及び来館が困難な市民の需要などを検討し収集する。
 - (2) 電子書籍については、学校等と連携しこどもの読書活動の推進に供することが可能な資料を収集する。
 - (3) 電子書籍については、その特徴から紙媒体では提供に支障がある資料（書き込み式資料、各種問題集等）や情報の変化が激しい資料（旅行ガイドブック、法的手続等の実用書等）について、図書の選定基準とは別に、内容・利用対象者等を検討し収集する。

資料の選定方法

- ・収集資料の選定においては、新聞や各種メディアの書評、「週間新刊全点案内」等の出版情報を参考に、資料構成のバランスや利用者ニーズに配慮し選定する。
- ・上記以外の資料選定の方法として、見計らい選定も実施できる。
- ・収集資料の選定は随時行い、収集資料の決定は月1回以上行う。
- ・収集資料の決定は、館長、司書を含む古河市立図書館職員の合議による。

この基準は、令和7年1月8日より施行する。